

**ピッチユマンの特別住民票(写)を差し上げます**

10月23日の「高梁ふれあい広場」会場で市長からピッチユマンに特別住民票が交付されました。ピッチユマンは市のPRやまちづくり、交通安全の啓発などの活動によって高梁のヒーローとして定着しています。

**お歳暮はいかがですか？  
「ふるさと味セット」**

高梁農村生活交流グループ協議会は、「ふるさとの味セット」を販売します。手作りの農産加工品を詰め合わせた「迎春セット」(5000円・品数12品予定)、「伝統セット」(3500円・10品予定)

**認定農業者の皆さんへ**

認定農業者を対象に、経営管理能力の向上を目的とした各種研修会を次のとおり開催します。  
**農業者が知っておきたい税制**

- ▽開催日：12月16日(金) 午後1時30分～3時30分
- ▽場所：JAびほく川上主幹支店
- 複式簿記の基礎とパソコン簿記(入門・初級編)
- ▽開催日：12月20日(火) 午後1時30分～4時30分
- ▽場所：高梁地域事務所
- ライフプランづくり
- ▽開催日：1月11日(水) 午後1時30分～3時30分
- ▽場所：高梁地域事務所
- パソコン簿記の決算処理と決算書の見方
- ▽開催日：2月3日(金) 午前9時30分～午後4時
- ▽場所：高梁地域事務所
- パソコン簿記の体験研修
- ▽開催日：2月6日(月) 午前9時30分～正午

**イノシシ被害防止用電気柵の安全確保**

イノシシなどによる農作物等の被害防止のために設置してある電気柵による感電事故が発生しています。次のことにご注意いただき、事故やトラブルがないよう安全の確保をお願いします。

**無料補聴器相談会**

補聴器の使い方や聞こえ方の悩み、補聴器を使ってみようかと考えの人の相談に専門家が対応いたします。予約は不要です。お気軽にご来場ください。

- ▽日時：12月3日(土) 午前10時～正午
- ▽場所：高梁総合福祉センター
- 問い合わせ 県聴覚障害者センター(☎086-224-0221)

**高梁歴史ひろば塾**

市の歴史や伝統を学ぶため、「高梁歴史ひろば塾」を毎月1回開催しています。12月のテーマは「城下町の路地を歩く」。高梁の町並みを歩きながら市文化財保護審議会委員の松前俊洋氏の解説を聞き、城下町の造り・町や路地の由来などを分かりやすく学びます。

- ▽日時：12月10日(土) 午後1時30分～4時※雨天決行
- ▽集合場所：市役所前
- ▽参加費：無料
- ▽申し込み期限：12月2日(金)まで
- 今後のテーマには、「教育・福祉の先駆者」などを予定しています。開催日については、広報紙などでお知らせします。
- 問い合わせ・申し込み 歴史まちづくり課(☎0257)

**募集・催し**

②公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のために、15センチ以上の漏電が起ったときに、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機を設置すること。

**高梁二二二市場**

高梁二二二市場を開催します。ご来場下さい。

- ▽日時：12月16日(金) 午前10時～午後2時
- ▽会場：元市民会館
- ▽販売内容：うどん・野菜・お餅(実演)・葉ボタン・お飾り・さば寿司・パン・クッキーなど
- 問い合わせ 市民課戸籍住民係(☎021514)

**勤労青少年ホーム**

市役所前

- ▽日時：11月27日(日) 午前10時～午後4時
- ※お茶席は、午後2時まで
- ▽会場：勤労青少年ホーム
- ▽内容：各講座の展示・お茶席など

**～あなたの会社、労働保険(労災保険・雇用保険)に入っていますか？～**

11月1日から30日は、労働保険適用促進強化期間です。労働者(パート、アルバイトも含まれます)を1人でも雇用していれば、労働保険に加入する必要があります。

- 労働保険とは**  
労災保険と雇用保険を総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者を1人でも雇用していれば、加入手続を行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます)
- 労災保険とは**  
労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。
- 雇用保険とは**  
労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度ハローワークに「雇用保険被保険者取得届」の提出が必要です。  
労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任と義務です。加入手続を済まされていない事業主の方は、この機会にぜひご加入ください。

労働保険関係の事務処理を代行して行う労働保険事務組合制度がありますのでご利用ください。

■問い合わせ先 高梁公共職業安定所(☎2291)、新見労働基準監督署(☎0867②1136)

**国民年金**

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます  
◆◇年末調整・確定申告までに大切に保管を！◆◇

- ☆国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が該当します。)
- ☆この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日～9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、10月下旬～11月上旬までに日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。  
なお、10月1日～12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。
- ☆ご家族の国民年金保険料を納付された場合も納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族宛に送られた控除証明書を添付して申告してください。
- ※『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』についてのご不明な点は、年金事務所へお問い合わせください。

■問い合わせ 市民課戸籍住民係(☎0252) 日本年金機構高梁年金事務所(☎0572)

**就学前の子どもたちと保護者の交流の場**

遊びにおいでよ! **12月**  
ゆう・ゆうひろば

場 所 子育て支援センター  
(吉備国際大学短期大学部9号館1階)

サロン 毎週月～金曜日(祝日除く)  
午前10時～午後4時

オープンスペース  
毎週金曜日 午前10時～11時30分  
2日「寒い季節にむけて」  
9日「スタンプであそぼう(カレンダーづくり)」  
16日「クリスマスを楽しもう」

■問い合わせ  
子育て支援センター(☎2450)  
子ども課子ども支援係(☎0288)